

会議名称		令和元年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和元年10月29日(火) 14時00分から16時15分まで
場所		杉並区役所 第5・6会議室(西棟6階)
出席者	委員	長谷川会長、阿部委員、石川委員、井上委員、庄司委員、堤委員、奥山委員、國崎委員、関口委員、富田委員、松本委員、加藤委員、佐藤委員、細川委員、水町委員
	実施機関	松沢職員厚生担当課長、星野みどり施策担当課長、松田会計課長、青木国保年金課長
	事務局	喜多川情報・行革担当部長、吉川情報システム担当課長、塩畑情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 令和元年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>・資料2 令和元年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項</li> <li>・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項</li> <li>・資料4 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項</li> </ul>
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 令和元年度第2回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
諮問第30号	職員人事・給与に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第31号	人事給与システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第15号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
報告第16号	住民基本台帳ネットワークシステム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
報告第17号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
報告第18号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
報告第19号	公的個人認証サービスに関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
報告第20号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
報告第21号	印鑑登録証明に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
報告第22号	住民基本台帳事務処理システム(中央)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
報告第23号	住民基本台帳ネットワークシステム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
報告第24号	証明書コンビニ交付システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
報告第25号	データ移行処理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
報告第26号	生産緑地に関する業務の登録について(追加)	報告了承

諮問第 32 号	生産緑地に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 33 号	生産緑地に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
諮問第 34 号	生産緑地等管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 35 号	収入・支出に関する業務の外部結合について（追加）	決 定
諮問第 36 号	収納データ等伝送システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
報告第 27 号	社会保障・税番号制度に係る外部結合と特定個人情報の電子計算組織への記録について（報告）	報告了承
諮問第 37 号	個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務について	決 定
諮問第 13 号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検	決 定
諮問第 14 号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検	決 定
諮問第 23 号	住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定
諮問第 24 号	特別区民税・都民税に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定
諮問第 25 号	国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定
諮問第 26 号	後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定
諮問第 27 号	国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定
諮問第 28 号	介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定
諮問第 29 号	児童手当に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定

会長	<p>本日は御多用の中、また足元の悪い中、当審議会に御出席いただきましてありがとうございます。ただいまより、令和元年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。初めに、本日御都合により欠席される委員について事務局からお知らせをお願いします。</p>
情報・行革担当部長	<p>本日の会議について欠席される旨の御連絡がありました委員は、井口委員、桐野委員、柴田委員、三田委員、山崎委員、新城委員の計6名です。加藤委員は遅れていらっしゃるとの御連絡を頂戴しております。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方は次第としてお配りしてあるように、前回の会議録の確定を行ってから報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>資料1の令和元年度第2回の会議録についてですが、その確定の前に、前回の審議会におきまして、公表用の会議録について、委員の皆様のお名前を記載するのはいかがかという御意見がありました。このことについて、事務局でこの間、他の附属機関における会議録の公表状況の確認と、区民代表の委員の方々への意見聴取を行っております。まず、公表状況としては、区における大半の附属機関が公表用の会議録に名前を記載しておらず、また意見を伺った区民代表の委員の中には、従前どおりの方法を希望される方もおられたということでした。それらの状況を踏まえて、事務局としては従前どおりの方法を取りたいという意向です。</p> <p>なお、平成27年度にも当審議会において同様の議論があり、自由な発言を保障するという観点から、公表用の会議録については従前どおり名前を記載しないことになったという経緯もありました。こうしたことから、様々な御意見はあろうかと思いますが、これまでの区の附属機関全体としての運営の考え方もあることでしょうから、少なくとも現在の委員の皆様の間には従前どおりとして、今後検討していただくということで私は良いのではないかと考えております。皆様いかがですか。</p>
委員	<p>名前を記載しないという理由については、私も理解できるのですが、議事録を読んでいると、どの委員がどういう流れで発言していたのかが分からないという問題点が残ると思います。前回のお話でも、名前は出さずに番号や記号などでA、Eの発言、B、Eの発言という形で、その議事の流れが分かるようにするのはどうだ、という意見も出されたと思いますので、その点は今後の検討課題としていただければと思います。</p>
会長	<p>今、委員がおっしゃったことも、こちらでも考えておまして、議事録の記載方法について、私が話したことをそのまま書くのではなくて、区切りが付くような形で記載してもらうようなことを今検討してもらっております。そういうことで御了承いただきたいと思います。</p> <p>それでは前回の会議録の確定に進みます。前回の会議録について訂正箇所、その他の御意見のある方はおられますか。</p> <p>特にないようですので、令和元年度第2回会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第3に移ります。報告、諮問事項の審議に入ります。それでは情報・行革担当部長、諮問文の読み上げをお願いします。</p>

情報・行革担当部長	諮問文を読み上げて会長に渡す。
会長	ただいま情報・行革担当部長から諮問文をお受けしました。それでは最初に諮問第30号・諮問第31号と報告第15号・報告第16号について事務局から御説明をお願いします。
諮問第30号・第31号 報告第15号・第16号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問のある方はどうぞ。
委員	<p>諮問第30号・第31号ですが、4ページ、提供する項目の64番と67番に個人番号があります。これは職員に関するものです。職員が自身の個人番号は提供したくないと言った場合にはどうなるのかをお聞きしたいです。</p> <p>というのは、マイナンバーカードの取得はまだ任意ですし、個人番号の提供は義務付けられているが罰則はない、個人には義務付けられていないのです。もしそのときに例えば提供しなかった職員をあぶり出してではないですが、その人に「ちゃんと提供してくださいね」とすると越権行為だと思っておりますので、その辺のことを教えてください。</p>
職員厚生担当課長	今のお尋ねの個人番号について、中には提供したくないという職員もいます。現状の運用におきましては、それを記載せずに、空欄のまま提出することができるようになっておりますので、空欄のまま提出させていただいております。
委員	あぶり出しはしていないのですか。
職員厚生担当課長	しておりません。
委員	現状では空欄のまま出せるということですが、将来的にはまだ分からないということですか。
職員厚生担当課長	今のシステム上で空欄のまま一応送れるようなシステム設計になっているということですので、今後についてもそういった運用でしていく予定です。
委員	8ページ、報告第15号・第16号です。まず通知カードの製造番号ですが、ユニークな番号であるのかどうか。重複しない番号を振られることについて、私は大変センシティブに考えておりますので、まずそこをお伺いします。
区民課	こちらの通知カードの製造番号については、一定の数字、採番する番号があるのですが、それが一定の値に達しますと初期値に戻り、また1から同じ番号が付番されます。何回も何回も同じ番号が使われることになりますので、個人に対して特定の番号しか付かないということではありません。
委員	マイナンバーカードの番号では、ほとんど変更ということはないのですが、変更した場合は履歴をきちんと書いておくことになっております。この製造番号についてはどうなっておりますか。
区民課	通知カードの製造番号は確かに通知カードに入っているのですが、それについて記録をこちらで持っているわけではなく、その番号が新しいカードになれば新しい製造番号が付されて、お客様に渡るといった形になりますので、製造番号を変更してということはありません。
委員	13ページに「通知カードの返戻理由」という項目があります。ここで気になるのは、例えば「受取を拒否した」ということがここで記入されているのかどうか

	<p>ということです。というのは、そのことをもって拒否した人のデータをあぶり出すということは理論的には可能になるのではないかと。というのは、杉並区で、住基ネットは、「私は受け取りません」といろいろ申出ができたわけですが、そのときに、そういうことをしますと自分はお役所にたてつくようなことで、ブラックリストか何か作られるのではないかと心配する人がいたのです。まさかとは思いますが、私はどうでもいいと思うのですが、心配する人もいたのでお尋ねをしています。</p>
区民課	<p>一応、「通知カードの返戻理由」については、本人が所在地にいないとか、そういった理由が入ります。その中には受取を拒否されたというものも入るようになっておりますので、受取を拒否された場合にはその旨が入ります。ただし、それを使ってどうしようということとは杉並区としては考えておりませんので、御安心いただければと思います。</p>
委員	<p>報告第 15 号・第 16 号についてイメージが湧かないので確認させてください。通知カードの返納・紛失の際の通知カード状況に関する情報は、これから住基ネットに載せてやり取りするという内容だと思いますが、今はどういうふうにやり取りされておりますか。</p>
区民課	<p>このシステムができるまでは、それぞれの区市町村で管理簿を作り、それで記録を取っております。今までは必要があればそれぞれの区市町村に確認しながら、お客様の対応をしていたということです。それがすぐにシステムで確認できるようになるので、お客様への対応が迅速になっていくということです。</p>
委員	<p>紙帳簿から電子に移行するという内容だったわけですね。</p>
区民課	<p>はい。</p>
委員	<p>通知カードの状況の管理を機構に委任していると思いますが、紛失・返納に関する届出は区市町村で受けていて、区市町村が窓口になって電話とかで機構とやり取りをしていたというのが、窓口は区市町村で変わらず、電子でやり取りをすることになったのですか。窓口は引き続き基礎自治体やるのかどうかということを確認します。</p>
区民課	<p>先ほどの問合せをかける先は機構ではなく、今までそのカードを持っていた区市町村にお問合せをかけているのです。これからもお客様からお申出をいただいた返納や紛失の情報をもとに、それをシステムに入れて、機構に管理をしていただき、住基ネットを通じていろいろな自治体が、必要に応じてその情報を確認できるようにするというものです。</p>
委員	<p>1 ページの諮問第 30 号・第 31 号で、先ほども御説明いただいたのですが、源泉徴収票は光ディスクに格納、それ以外の支払調書は紙で税務署に持参の上、提出しているということで、むしろ今まで、この諮問の説明を見るまで紙で行っていたことにはかなり驚きを受けたのですが、紙で持っていくということは、そもそもどの立場の人が持って行くのかということと、あと紙を持って行くということは相当気を付けて持って行かなければいけないと思いますが、それは実際現場の中でどのように環境が整備されているのか伺えればと思います。</p>
職員厚生担当課長	<p>これまでは、まず記載の説明資料の 1 ページ目に書いてある源泉徴収票 2,915 件を光ディスクに格納して税務署へ持ち込むという運用をしておりました。その</p>

	<p>他の退職所得の源泉徴収票等については紙の書類を職員が厳封して杉並税務署に運んでいました。この運用においては、これまでいわゆる手戻り、所管とのやり取りの中でミスを発見した場合に再度提出が発生することがありました。そこで、安全性を考慮した上で伝送したいと考えたところです。</p>
委員	<p>伝送システムでやるということに懸念を示す方もいると思いますが、やはり紙の怖さも結構あるのかと思います。いろいろな部分でまだ紙ベースで提出ということもあると思いますが、その部分は慎重に進めていただければと思います。今後、ここは変更されるということで分かってはいるのですが。そして、事務処理効率化の効果ということで、同じく1ページですが、今までの法定調書の取りまとめの基本作業に12時間ぐらい要していたのが1時間になるであろうという見込みですが、この12時間の作業というのは具体的にどういうことをやっていたのか。逆を言えば、今回1時間になるというのはどういう部分がカットされるのか伺えればと思います。</p>
職員厚生担当課長	<p>各所管がそれぞれ支払事務を行っております。全部で50課程度から報酬が支払われており、その報酬に係る紙の法定調書が人事課に来て、所管で検算はしておりますが、改めてその計算にミスがないかを確認した上で、総括票に内容を集計して提出をしています。そのチェック、確認などの業務が11時間かかっていました。この時間には、確認作業をしているときに所管から、これに漏れがありましたとか、ここの金額が誤っていたという連絡があると、再度検算を行っていたものも含まれています。これらの確認作業を全部電子化することによって効率化が図れ、時間数が短縮できるということです。</p>
委員	<p>私も諮問第30号・第31号で似たような話になるのですが、紙から電子媒体へというのは持ち運びのリスクや再計算の手間が減っていいことだと私は思うのですが、こちらの説明書きに、当該法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については電子化による提出が義務化されると書かれております。そうしますと、退職所得の源泉徴収票3枚とか、不動産使用料等の支払調書54枚という100枚以下のものは、今後も紙で手渡していくことになるのですか。</p>
職員厚生担当課長	<p>令和3年1月1日に法改正により、電子化が義務付けられるのは、法定調書100枚以上のものとなっております。100枚に満たない調書についても、税務署に申請をすることによって電子的に取り扱うことができることとなっておりますので、区としてはこれを契機に、電子的に送信していきたいと考えております。</p>
委員	<p>そうしますと、この分野の税務署へ提出するものは全て紙から電子化されると、また光ディスクの手持ちではなくて、そのまま持ちで持っていくということがなくなるという認識でよろしいですか。</p>
職員厚生担当課長	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>報告第15号、第16号に移りたいと思います。先ほど質疑で紛失等に関わる情報は各自治体で管理簿を作っていた、紙で管理をしていたとおっしゃられて、紙媒体を電子化していくということだと思いますが、紙媒体で管理されていたものについては、電子化した後はどのような管理になるのですか。</p>
区民課	<p>今までの紙媒体については廃棄します。</p>
委員	<p>何年を期限とか、そういうのはあるのですか。それとも電子化したらすぐに廃</p>

	棄という扱いですか。
区民課	特段、今、保存期限などは国から示されておりませんので、データについては電子化が終わりましたら、すぐに廃棄をしたいと考えております。
委員	行政で作る情報というのは、ほとんど100%に近い部分で保存年限何年とか、そういうのがあるのではないかなと思っていたのですが、いわゆる管理簿というのは、保存年限とかはないものですか。
区民課	一応、国のほうから管理簿を作るようにという指示はあったのですが、保存年限に関しては特段の指示が国からなく、今までは紙で管理する予定だったので廃棄が起こる予定ではなかったのですが、今回、システム化した上で廃棄については特段の指示を頂いていないので、こちらには電子化したデータがありますので、紙についてはなるべく早く廃棄をしたいと考えております。
委員	そういう扱いになるのですか。それでは、電子化する際に17項目の新規の入力項目に対して、紙媒体であったものを一括で入力していくという、いわゆるデータ移管、データ移行が発生すると思いますが、その辺のやり方はどのようなやり方になるのですか。例えば職員の方が手入力をがんがんしていくとか。
区民課	一応、エクセルの表に入れて、J-LISのほうでそれを展開しデータのセットアップを行います。そこに若干データが足りないものとか間に合わないものについて、職員が手で入力する形になります。今後については、随時データは職員が端末へ手で入力していくことになります。
委員	足りないものでなく、エクセルに作り込むときも職員の方が手入力という認識でよろしいのですか。
区民課	元データは紙データでしたので、職員が手入力をしております。
会長	ほかに御質問はありますか。特にないようですから、諮問第30号・第31号、報告第15号・第16号について御意見のある方はどうぞ。
委員	諮問第30号・第31号については、紙媒体と光ディスクで持参していると、いわゆる漏えいリスクの高いやり方だったのが電子化されるということで、やり方についてはこういうやり方を進めていくべきだと思いますし、義務化されていない部分についても電子化していくということで、諮問については賛成という立場です。報告第15号・第16号については、データ移行でエクセルに入力していくという作業については、いわゆるヒューマンエラーが発生する可能性がすごく高い作業になります。というのも、私もシステムエンジニアをやっていたときに手入力をしたものが、二度三度読み返しても間違っているということが多々ありましたので、ダブルチェック、トリプルチェックをしっかりと行っていただくとともに、紙媒体は管理の仕方を厳重にしなければいけないのですが、元の紙が本当に必要にならなくなるまでは一定期間保存をしていく必要性も検討しておいたほうがいいと思います。というのは、間違った入力だと後から分かって、元データがシュレッダーにかけられてもう分かりませんとなってしまうのは大変問題があるので、何年もずっと管理しろ、ではなくて、特に決められていないのであれば所管の内部で、例えば半年、1年保存は厳重にして、何かあったときのためにしておくということを検討していただければと思います。
会長	ほかに御意見のある方はおられますか。ないようですので、報告第15号・第16

	号については了承、諮問第 30 号・第 31 号については決定とさせていただきます。次に報告第 17 号から報告第 25 号について、事務局から御説明をお願いします。
報告第 17 号～第 25 号	
情報システム担当 課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について御質問のある方はどうぞ。
委員	今後、住民票の記載がどうなるか、ちょっとまだイメージができないのですが、自分の住民票を取ったときに、旧氏があるかどうかというのが分かるようになっていのでしょうか。何を聞きたいのかというと、女性の名前で旧氏の欄が空欄だと「この人は結婚していないのかな」といったような、つまり婚姻をしているかどうかといったことが住民票で分かると嫌だなと思うのですが、どうなのでしょう。これは大変重要な個人情報ですよ。
区民課	住民票のレイアウトにつきましては、今までお名前を書いていた欄の、その右側に、一定の桁数を削りまして旧氏という項目が入ります。旧氏の申出をなさった方についてはそこに旧氏が入る、申出をなさっていない方は、その欄が線で消されるのです。ですから、世帯で取りますと、旧氏が入っている方は旧氏のお名前が入って、入っていない方については横棒で埋められる形になるので分かると言えば分かります。ただし、結婚したことイコール旧氏を名乗るという制度ではございませんので、その部分は御理解いただくしかないかなと思っております。
委員	今の表記の御説明だと、御結婚されていて、旧氏は名乗りませんという方についても取消線が入るということによろしいのでしょうか。
区民課	そうですね、全員の方に欄が付いてしまいますので取消線が入ります。今でも、住民票の証明書には外国人の方も日本人の方もいらっしゃるの項目にずれが生じています。ない方については横棒を入れて表示を省略するという事は行っておりますので同じ扱いということになります。
委員	はい、分かりました。ちなみに、この旧氏を登録するタイミングというのはどういったときになるのでしょうか。
区民課	旧氏につきましては、過去に称していた氏を本人がお申出を頂いたときに登録をする制度になります。11月5日に法改正がございますので、その日以降、御本人がお申出を頂いたタイミングで住民票に記載をすることになります。
委員	最初に質問した委員から、住民票の記載をもって結婚の事実や結婚の履歴があるか分かるのかということに、分かると言えば分かる、という回答がありましたが、結婚しているけれども、旧氏を載せる申請をしていない方は、結婚されていない方と同じく線で消されているということになる。そうすると、住民票の記載をもって結婚歴があるかは分からないと理解しているのですが、この認識で合っているのか教えてください。
区民課	全てが分かるということではないです。例えば御家族で取って、お父様、お母様、婚姻の年齢に達しているお子様などいたときに、旧氏欄が横に入っていた場合、推察することができるということです。結婚をしている、していないにかかわらず、申出を頂かなければ皆さん横棒になりますので、当然そのところでは分からない方も多数いらっしゃる。ただ、全く分かりませんという返事ではござ



	<p>いませんので、分かる方もいらっしゃると思います。</p>
会長	<p>今のお話は書き方について説明書きが付いているのかいないのか、そこは任意ですということなのかどうか。</p>
区民課	<p>申出をなさった方については必ず、住民票に旧氏を載せなければいけないということになっておりますので、申出をなさると必ず入れることとなります。ただ、入れるか入れないかは御本人様の任意の申出になりますので、そのところの御説明はします。ほかにも印鑑証明ですとか、あるいはマイナンバーカードをお持ちの方にはマイナンバーカードに旧氏が必ず記載をされることとなりますので、お申出なさる方にそういった制度の御説明を十分していきたいというふうに考えております。</p>
委員	<p>要するに、旧氏の登録をされた方については結婚されているというように周りからは認識されるけれども、結婚されていても旧氏の登録をしていない方については結婚しているかどうか、婚姻の履歴があるかどうかというのは、ほかの方には分からないということよろしいのでしょうか。</p>
区民課	<p>まず、旧氏につきましては、結婚を機に付くものだけではありません。養子縁組ですとか、氏が変わった場合に付けられるようになっています。ですので、旧氏イコール結婚前のお名前ということではございません。ただ、旧氏が載っている、載っていないというものに関して、御結婚なさっているのかなというように推察されたり、載っていないのでこの人は御結婚なさっていないのかなというように推察をされることはあり、その推察が当然当たることもあるわけです。「この人結婚していないだろうな、旧氏が入っていないから」と推察したとき、確かに結婚していない方なのかもしれません。そこは制度的に何人旧氏の登録をなさるかとか、制度の周知によって大きく変わってくると思います。誤解のないように周知はしていきたいと思っておりますし、なるべくうまく活用していただけたらというように主管課としては考えております。</p>
委員	<p>推察をする、しないではなくて、システムのどういう形になっているのかを確認させていただきたいのです。いわゆる氏が変わった方、結婚されていても養子縁組になってもどちらでもいいです。氏が変わっていない方、変わっている方の中で旧氏を登録した方としていない方、パターンに分けると3つパターンが出てきます。そのうち、登録をされた方は除いて、氏が変わられたけれども登録をしていない方と氏は変わっていない方の表記は、基本変わらないということよろしいでしょうか。</p>
区民課	<p>旧氏を載せることはできるのだけれども載せていない方、旧氏を載せることができない方については、住民票上の表記につきましては同じになります。</p>
委員	<p>婚姻だけでなく、養子縁組も旧氏を使用する可能性があるとのことですが、ほかは何が対象なのか。根拠法令に関わってくるものかと思うのですが、どういうパターンが考えられるのか、教えていただければと思います。</p>
区民課	<p>まず、戸籍に記載をされた氏が変更になった場合、そのような戸籍の届出がなされていた場合には全て対象になります。このほかに離婚の届出ですとか、氏の変わる届出というのはいくつかございますので、そういう戸籍のお届出をされたものが全て旧氏記載の対象になります。ただし、細かいお話になりますが、初め</p>

	て記載する方は過去の記載の旧氏を全て選べるのですけれども、一度登載された方が何らかの事情で変更したいとか、削除してまた登載したいという場合には、使える旧氏に関して一定の制限が入りますので、若干そのあたりは違います。
委員	婚姻は全てが対象になるということで、仮に離婚・死別の場合に前の旦那さんの旧氏という表記をするということもできるのでしょうか。
区民課	今回の制度は、女性の社会躍進を目指すということでありますので、結婚していたときの名字で活動していた人が、離婚をして氏が変わっても前の名前を引き続き活動をしたいということが想定されることから、氏についてそういった区別はございません。よって離婚する前に使用していた婚姻していたときの氏を名乗ることも制度としては可能です。
委員	2、3回結婚すると旧氏を複数書くことはできるのですか。
区民課	旧氏は必ず1つしか書けません。ですから、幾つか持っている方であれば、どれか1つを選んでいただくということになります。
委員	旧氏自体は、今のお話ですと1個しか記録されないと。でも、少なくとも戸籍上は今までの変更の記録は全部残っているのですよね。これはあくまでも住民票の話ですよね、確認ですが。
区民課	はい。一応、戸籍は除籍になってから150年間保存がありますので、過去を遡って全部取っていただければ戸籍上どういう届出があつて、氏が変わったなどの記録は全て確認することはできます。住民票上のは今、委員のおっしゃられたとおり1個ですので、どれか1つをその中から選んでいただくということになります。
委員	分かりました。いや、捜査関係とかで使うのに絶対追えないと困るなど、そうでないと変えられてしまうなどと思って、ちょっと。
会長	よろしいですか、ほかに御質問ございますか。特にないようですので質問を打ち切らせていただいて、御意見のある方、どうぞ。特に御意見もないようですので、報告第17号から第25号については了承とさせていただきます。 続きまして、報告第26号と諮問第32号から第34号、諮問第35号と第36号について事務局から御説明をお願いします。
報告第26号、諮問第32号～第34号 諮問第35号・第36号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問などをどうぞ。
委員	20ページの報告第26号についてですが、生産緑地法の改正に伴って、「生年月日」を新たに記録しますというところの、意義というか必要性が分からないので、ここを御説明ください。
みどり施策担当	同じお名前の方がいらっしゃるの、見当をつけるためというところですよ。
委員	特に法改正がというよりは、個人の識別の精度を上げるためという。
みどり施策担当	そうです。
委員	分かりました。もう一点、質問させていただきます。これは前回の審議会でも伺ったポイントになるのですが、パスワードの定期変更というのがセキュリティ対策の部分に出ています。パスワードの定期変更はリスクを高めるという言説ま

	<p>で出てきているところかと思うのですが、この部分の変更をし続けていくということで、見解は変わらないのかということだけ確認させてください。</p>
情報政策課長	<p>現在、杉並区としましては、パスワードを定期的に変更していただくという方針で、運用しているところです。</p>
委員	<p>変更なしということで、了解しました。</p>
委員	<p>生産緑地台帳の電子化を行うに当たって、委託の条件が10個挙げられているのですが、これだけ見るとかなり簡素なものに見えるのですが、実際は委託契約をする際、より詳細な条件などがあるのか、まず伺いたいと思います。</p>
みどり施策担当課長	<p>杉並区には「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」があり、外部委託の際、詳細な部分はそれに基づいて契約をしています。</p>
委員	<p>基本的に民間事業者に委託をする際の条件は、ガイドラインにのっとりこの10個というのが大体決まっていて、それを提示するということなのではないでしょうか。</p>
みどり施策担当課長	<p>そうなります。</p>
委員	<p>今回追加されるものではないのですが、21ページの個人情報登録票中、「個人情報の記録の内容」の「心身等の情報」に「検査の結果」という項目があるのですが、これはどういったものになるのでしょうか。</p>
みどり施策担当課長	<p>生産緑地を解除するときに、農業がそのままできないという場合、診断書を頂いて、その確認をする必要があるというところではあります。それを記録に留めていました。担当から補足をさせます。</p>
みどり施策担当	<p>生産緑地を解除するに当たって、買取請求という手続が必要になってくるのですが、その中で主たる従事者の故障ということが理由の1つとしてあります。健康状態をある程度把握する必要がありますので、「心身等の情報」に挙げられているということになります。</p>
委員	<p>分かりました。続いて25ページの「収入・支出に関する業務」ですが、この電算入力規模が年間約70万件ということで、非常に大きな数字だと思っております。委託料の軽減ということを導入の理由とされていますが、現在は幾らかかかっていて、これが実際どれぐらいの軽減になるものなのでしょうか。</p>
会計課長	<p>現在の方法ですと、媒体での方法をやっておりますが、契約ごとに実は月5万円が今後必要になってまいります。13業務の対象業務がありまして、月5万円の13業務、つまり月65万円がかかってまいります。年間にしますと780万円プラス税金が今後必要となってきます。これは変更しなかった場合です。</p>
会計課	<p>補足させていただきます。口座振替の委託として1件当たり12円の費用がかかりまして、その費用については伝送化しようが媒体で行おうが変わりません。そして、伝送化しなかった場合に媒体取扱手数料という、今、課長から説明がありました1か月5万円という費用が新たに発生しまして、それが13業務あり、年間780万円プラス税の費用が多くかかるようになるのですが、その分が節約されることとなります。</p>
委員	<p>年間780万円プラス税がコストカットになるということによろしいですか。</p>
会計課	<p>余計にかからなくなるということになります。</p>
委員	<p>伝送化することによって、逆に手間がかかる部分というのはないのですか。</p>
会計課長	<p>手間としては、どちらがかかるかということになりますが、どちらにしてもデ</p>

	<p>一タを媒体に落とすか、それとも伝送化するかの選択になりまして、作業は異なりますが、負担としては、そんなに負担にはならない、メリットのほうが大きいと思っております。</p>
委員	<p>LGWANについて、今回は1ページにもLGWANと出ています。いつもこうやってLGWANだけ出てくるのに、25ページだけ「高度なセキュリティを確保したLGWAN回線」とわざわざ書いてある。つまり、質問をある程度想定して、安全ですよと言いたいのだろうと思いますが、今までLGWANというのは説明では専用回線ですと。物理的には一緒なのだけれど、バーチャルに専用回線だから大丈夫よと、ずっと説明を受けてきたのです。</p> <p>ところが今回、みずほとデータの受渡しを接続すると言っていましたよね。接続というのは、具体的にはどんなことをするのですか。</p>
会計課長	<p>まず区のスイッチパソコンからLGWANを使いまして、指定金融機関であるみずほ銀行の関連のみずほ情報総研で提供する「公金収納ネットワークサービス」のほうに、口座引落情報をアップロードすることになります。</p> <p>逆にそれを基にみずほ銀行のほうで口座引落をした後、その結果について、やはり「公金収納ネットワークサービス」にみずほ銀行のほうでアップロードしたものを、LGWAN回線を使いまして、杉並区のほうでダウンロードするという手続になります。</p>
委員	<p>そうしますと、みずほ銀行とLGWAN回線がつながる、データのやり取りができるようになる、そういうことでしょうか。</p>
会計課	<p>LGWAN回線については、許可されたアプリケーションサービス提供者のほうにつなげるようになっておりまして、そのうちの1つが「公金収納ネットワークサービス」というものになります。</p>
委員	<p>LGWAN-ASPについて少し調べたのです。そしたらこんな怖いことが書いてあるのです。ASP提供事業者の社内環境から、リモート回線(VPN)を利用してメンテナンスすることが可能ですと。ということは、LGWANを通して入れるということではないですか。</p>
会計課	<p>今回の利用するシステムというのは、あくまでもみずほ情報総研側で開発したソフトウェアのほうの、「公金収納ネットワークサービス」を利用して、うちのほうがつなげることになりますので、相手側からうちのシステムに入り込んで、何か操作をするというものではありません。</p>
委員	<p>入ることができるということは、つなげられるということですよ。今回はもちろん向こうから入ってくるのではなくて、杉並区のほうから情報を出すわけですが、でも、つないでしまうわけでしょう。</p>
会計課	<p>一応、LGWAN回線としては接続されております。</p>
委員	<p>ですよ。何かとても心配なのですが、もう少し安心できるような答弁は頂けないですか。</p>
会計課長	<p>LGWAN回線を使うことによって御心配ということですが、御存じのようにLGWAN回線は非常に高度なセキュリティが保たれている閉鎖的ネットワークでして、HTTPS通信プロトコル、SSL暗号化によるセキュリティを保っていると同時に、所管のほうではアカウント管理、ユーザー認証によって、かなり</p>

	<p>限定的な人が使えるというシステムになっております。</p> <p>一方、相手方のみずほ情報総研とみずほ銀行側はどうかといいますと、IP-VPNという専用回線に近いものを使っておりまして、こちらのほうもHULFT保有機能の暗号化を使いまして、高度なセキュリティが保たれていることになっています。</p>
情報システム担当課長	<p>LGWAN-ASPを用いまして、今回の収納システムを使うのですが、このLGWAN-ASPを使うに当たりましては、相当厳しい受入テストを行いました。初めてLGWANを利用できる、LGWAN用にアプリケーションサービスを稼働させられるようになっていきます。ですから、事業範囲を超えて恣意的に操作できないよう厳しい内容のテストが行われているはずですので、安全であるかと考えています。</p>
委員	<p>LGWANの説明は先ほど会計課長が教えてくださったように、大丈夫ですよと来て、そうですかと聞いているのですが、そこをつなげるということです。だから、今また御説明くださったけれども、しっかりいろいろチェックしていますよということなのですが、やはり素人としてはとても不安です。</p>
会長	<p>質問はほかにありますか。</p>
委員	<p>LGWANの話がいろいろあったので、私も1つだけ確認させていただきたいと思います。杉並区のほうでLGWAN回線をつなげているパソコンは、退庁時に鍵のかかる書庫等に保管すると書かれておりますが、こちらのパソコンはLGWAN回線につながると同時に、インターネット回線でのEメールのやり取りとか、そういうこともできる状況にあるのかどうか、そこを確認させてください。</p>
会計課	<p>こちらのパソコンについては、インターネットは利用できません。インターネット回線を利用するためには別途、仮想のほうにつないで行うことになるので、また別の環境につながないと、接続はできないようになっております。</p>
委員	<p>LGWAN回線をつなぎながらインターネット回線にもつながるとか、そういうことではないということですね。了解しました。</p> <p>諮問第32号から諮問第34号、報告第26号を確認したいのですが、今回、電子化を外部委託するということが、いわゆる生産緑地の情報をデジタル化するというデータ移管が、ここでも発生するのかなと思うのですが、その辺はどういう感じなのでしょうか。</p>
みどり施策担当課長	<p>データ移管と言いますか、今回の委託は紙の台帳と同じく、位置を示した地図、これは紙の地図で管理しているのですが、これをひも付けたい。具体的に言いますと地理情報システム、GISのほうにデータを入力するという作業の委託です。</p>
委員	<p>そうすると、この127地区分の作業自体を外部委託するという認識でよろしいのでしょうか。</p>
みどり施策担当課長	<p>そうです。</p>
委員	<p>22ページの外部委託記録票ですが、一度の入力作業だけだと、単年度だけでいいのかなと思うのですが、業務委託期間が継続となっているのですが、そうするとこの外部委託は、今後も入力作業をずっと委託していくということでしょうか。</p>
みどり施策担当課長	<p>基本的なデータは単年度で完了するのですが、特定生産緑地制度は10年たつ</p>

	と、また同じような作業が来ますので、そのために単年度ではなくて、毎年委託を出すというイメージではないのですが、その後も外部委託の業務が発生するという意味合いです。
委員	そうすると、委託先とのデータの受渡しの方法で、その他、光ディスクとあります。これは最初の紐付けの際の 127 件をやるときにも、光ディスクをお渡ししてやるのだらうなと思うのですが、それ以外で継続的に、データを光ディスクでお持ちするということが発生するかどうか。
みどり施策担当課長	日常的な更新は職員がしますので、電子化する作業のときのやり取りと考えて頂ければと思います。
委員	分かりました。そうすると、最初の初期設定のときだけということですね。頻繁に行わなくてもデータを持ち運ぶというのは、紛失・盗難などの漏えいリスクが伴うものですので、その辺はどのようにリスクを回避することを考えているのか、想定しているのか、お答えください。
みどり施策担当課長	こちらは契約するときの仕様書等にも明記します。先ほどの「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」もそうですが、具体的なやり取りについては、まずはプライバシーマークなどを持った事業者と契約すること、データを持ち運びするときには、鍵のかかるアタッシュケースで持ってくるか、事業所内では書庫などセキュリティの整ったところで保管させ、最終的にはデータを消去した報告させるなど、具体的なことを盛り込んで契約しようと考えています。
委員	まず生産緑地台帳の 127 件の部分を電子化すると。そのための業務委託で、現状のものを電子化すると。その後、また 10 年後にガラッと環境が変わりますので、そのときに大量の電子化の変更があるでしょうから、その業務委託は分かるのですが、今と 10 年後の間というのはどういう契約になるのですか。
みどり施策担当課長	今と 10 年後の間は、基本的には外部委託はないものと思っています。日常の業務の中で、職員が更新などをできるように、今回の電子化を行いますので、そういった意味ではこの継続という表記がいいのか。
情報政策課長	補足させていただきます。今回、1 回限りということではなくて、10 年後にまた審議会にかけなくてもやらせていただくという意味で、継続とさせていただきます。10 年間ずっと委託をするという意味ではありません。
委員	分かりました、ありがとうございます。
会長	ほかに御質問はありませんか。なければ御意見を伺います。
委員	先ほど LGWAN ないし LGWAN-ASP の話が質疑の中で結構出てきていましたが、質問した委員が聞いたかったことというのは、VPN というキーワードがあったところからしても、それは LGWAN や HTTPS 通信という、プロトコルの堅牢性の話ではなくて、作業者が VPN を経由して、悪意のある行動ができるのでは、という質問だったのではないかなと思っています。 それを受けて意見としては、今後、この手のシーケンスがはらんでくる話に関しては、別添の資料で構わないのでそういうお話を入れていただくと、質問に対する回答の精度や質問者の納得感というものが上がってくると思います。確かに今回、みずほ情報総研という、かなり公に近いとはいっても、あくまで私企業であるという会社さんと、LGWAN を経由してつながるといふ、これは始まった

	<p>ときも結構いろいろ言われていた話だと思うのです。論点になるだろうなというところに関しては、これはASP側からLGWANを経由して、杉並区の情報にはタッチできないんだ、といったところのシーケンスが分かるものを、今後は御用意いただけたらなというのを要望として申し上げます。</p>
委員	<p>諮問第 35 号・諮問第 36 号について意見を申し述べます。今、ほかの委員が補足してくださいました。私はそれを聞きたかったのです。漠然とした不安だけでなく、やはりそういう確たる不安があります。</p> <p>あと、これだけではなくて、実はかなりいろいろなところにLGWANとの接続は進んでいて、例えば納税課が、滞納した人の銀行の預金情報を知るのに、今は大変日数もかかっているし、紙のやり取りで大変手間がかかっていると。それを、LGWANを介して情報を入手するということが進んでいると聞いています。杉並区はまだやっていませんが、そういったことも考えると、そんなあだやおろそかな問題ではないと思っています。</p> <p>ただ、諮問に反対するほどまでは、なかなか私も確証がなく、漠たることは言えないので賛成はしますが、そういう不安を表明しておきたいと思います。</p>
委員	<p>諮問第 35 号・諮問第 36 号については皆さんがいろいろ意見を述べられているので、私は諮問第 32 号から諮問第 34 号についてですが、データ移管が発生するというので、これも情報漏えい、入力ミスからの個人情報の漏えいというリスクがあると思いますので、その辺はしっかりと確認をしていただきたいと思います。</p> <p>また、外部委託をするということで、それだけでも情報漏えいリスクは高まると私は思っておりますので、委託先から漏えいしないように。また、委託先が行ったものについて、しっかりと確認をするように。さらには光ディスクをお持ちするというので、その途中で紛失・盗難などがないようにという部分を、しっかりと対応していただいて、外部委託ではありますが、今回の諮問第 32 号から諮問第 34 号については賛成ということで、意見とさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見のある方はいかがですか。特にないものと認めまして、報告第 26 号は了承、諮問第 32 号から諮問第 36 号については決定とさせていただきます。</p> <p>続いて報告第 27 号、諮問第 37 号について、事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>報告第 27 号 諮問第 37 号</p>	
情報システム担当課長	報告第 27 号について説明する。
情報政策課長	諮問第 37 号について説明する。
会長	ただいまの報告第 27 号、諮問第 37 号について、御質問のある方はどうぞ。
委員	<p>当区においては目的外利用がかなり少ないと思っていますが、今回、こういう条例を定めようと考えたメリットですかね。昔、共通番号がない頃には割とやり取りができた情報も、個人番号が関わることで勝手には動かせなくなったとか、いろいろな状況があると思うのです。条例を定めておけばそれらを使えるなど、いろいろなことがあると思います。行政側でもいいし、若しくは利用者さんと言うのですか、御本人などにこういう条例を定めるメリットみたいなものがあれば</p>

	教えてください。
情報政策課長	今回の条例改正は、新たな事務を設けたわけではありませんが、情報連携あるいは区が独自で利用する事務の中で、法律に書き込まれた内容を踏まえて、条例を整備するものです。例えば1番です。法律で生活保護に関する事務の内容について、進学準備給付金の支給に関する事務が加わったことを踏まえ、同じように事務処理ができるようにということで、今回定めさせていただいています。ほかの内容についても同様です。
会長	ほかに御質問のある方はありますか。 では、御質問はないものとします。御意見のある方はどうぞ。
委員	それぞれの事務がやりやすくなる等のメリットがあるとは思いますが、そもそも個人番号、マイナンバーの取扱いについては様々な問題があるという立場から反対をしており、今回の区独自の利用の拡大に伴う諮問については、反対とさせていただきます。
会長	ほかに御意見のある方。特に反対の方はいますか。それでは御質問、御意見を打ち切り、報告第27号については了承、諮問第37号については決定とさせていただきます。
諮問第13号・第14号	
会長	続いて、令和元年度第1回審議会で諮問を受けた諮問第13号、「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検」、諮問第14号、「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検」について、部会の報告を受けたいと思います。この案件については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2により設置した部会において審議を行うこととし、8月28日に開催された部会で審議が終了しております。運用監視部会の部会長である委員から点検結果の報告を受け、その後質問、御意見をお受けしたいと思います。では部会長、審議の内容についての御説明をお願いいたします。
部会長	まず、資料3の1ページを御覧ください。「点検結果-1」と右上に書いてある用紙です。「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容 事前点検の点検結果について」を御覧ください。本部会では、「点検内容」に記載されている3点のセキュリティ対策について審議いたしました。4、5ページを御覧ください。1つ目は、総務省から提示される「チェックリスト」についてです。「チェックリスト」とは、総務省から年に一度提示される調査表で、求められたセキュリティ対策の基準を満たすように各自治体が住基ネットの運用を行うことで、セキュリティレベルを維持・向上させることを目的とするものです。 1ページに戻って、「点検結果」を御覧ください。「チェックリスト」については東京都から示された提出期限もあり、部会開催前にメールにて部会員が回答内容及び回答根拠となる規程類や資料などが妥当であることを確認しております。 3ページを御覧ください。また、部会当日には住基ネットの運用部署である情報政策課の執務室及びサーバ室を部会員で視察いたしました。区のほうから、住基ネット端末の設置区画への立入制限の実施、サーバ室における機器類の施錠管理などのセキュリティ対策についての説明がありました。また、入退室の記録を残している状況も確認しました。「チェックリスト」の自己点検項目に対応した対



策が取られており、区の回答については妥当であることを確認いたしました。

次に、6ページを御覧ください。2つ目は、住基ネット緊急時対応訓練の実施方法についてです。緊急時対応訓練は事件や事故が発生した場合に迅速かつ確かな対応ができるよう、毎年度実施しております。区のほうから、緊急時対策会議構成員の訓練と、住基ネット端末を利用する職員への訓練に分けて実施すること、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認を中心に実施予定であるとの説明があり、訓練として妥当であることを確認しました。

次に、8ページを御覧ください。3つ目は、住基ネット職員アンケートについてです。杉並区では独自の取組として、住基ネット業務に従事する職員に対し、職員アンケートを実施しています。これはセキュリティ対策が適正に実施されているか確認するとともに、職員への教育方法などの問題点を把握するためのものです。部会では、区のほうから、昨年と同様に従事年数を記載する欄を設ける旨の説明がありました。また、その理由については、昨年、「従事年数欄を設けると個人が特定できてしまう可能性があるのではないか」との御意見をいただいたものの、新任者とそうでない人の回答を切り分け、効果的な分析と教育を行う観点から、今年度も欄を設けることとしたとの説明がありました。

これを受けて、部会の委員から、「個人が特定されると何か問題があるのか」という質問がありました。これに対して区側からは、「個人が特定されると自分の回答が出題者に伝わってしまい、正直な回答が得られない可能性があり、そのため従事年数については、1年目と2年目以上の2択のみで回答させる」という説明があり、匿名性への配慮が見られました。アンケートの設問については、前述の「チェックリスト」を基に作成されております。また、当該アンケート結果については各部署に振り返りを行うことで、職員の業務意識の向上に努めるとの説明がありました。したがって、アンケートとして妥当であることを確認いたしました。

以上3点から、区が実施する住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について妥当であることを確認しました。一応今御紹介したとおり、部会で使用した住基ネットに関わる資料は3から8ページですので、詳細についてはそちらを御覧ください。住基ネットのセキュリティ対策の事前点検については以上です。

続いて、2ページの「点検結果-2」を御覧ください。「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容 事前点検の点検結果について」を御覧ください。こちらも「点検内容」に記載されている3点のセキュリティ対策について審議いたしました。9ページを御覧ください。1つ目は、情報提供ネットワークシステムの各接続機関が、1年に1回実施する安全管理措置の実施状況の自己点検についてです。情報提供ネットワークシステムへの連携方法に応じて、自己点検項目を設定して点検し、適正に実施されていることを確認しました。また、情報政策課の入退室管理、情報連携端末使用管理の状況等について確認するため、現場の視察を行いました。区のほうから、執務室などへの入退室記録や情報連携端末の管理状況などについての説明を受け、自己点検表の判断基準を満たす運用がされていることを確認しました。

	<p>次に 11、12 ページを御覧ください。2つ目は、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練についてです。こちらの訓練は、昨年に引き続き実施するものです。区のほうからは、情報セキュリティインシデントが万が一発生した場合、安全性確保のための迅速かつ適切な対応を行うために実施する訓練であるとの説明があり、内容については妥当であると確認しました。</p> <p>次に、13 ページを御覧ください。3つ目は、情報提供ネットワークシステム職員アンケートについてです。このアンケートは、情報提供ネットワークシステムの安全管理措置について各職員の理解度などを把握するためのもので、昨年に続いて実施するものです。区のほうからは「情報連携端末を設置している課と情報政策課に設置してある情報連携端末を使用する課で設問を分けるようにして、より業務に合ったアンケートになるように工夫する」との説明を受けました。また、点検表は住基ネットのアンケートと統合し、回答者にも回答しやすいようにするとのことです。このことから、アンケートの有効性についても確認ができました。</p> <p>以上3点について、区が実施するセキュリティ対策については妥当であることを確認しました。今申し上げたとおり、こちらの情報連携については、9から13ページまでが詳細資料になります。情報提供ネットワークのセキュリティ対策の事前点検については以上です。</p>
会長	ただいまの部会長の説明について、御質問のある方はどうぞ。
委員	5 ページの上から6行目、保守契約には区の検査監督権が定められており、実施状況の検査を行うことができる体制が整えられていると出ております。区の職員は、課長は2、3年ぐらいで代わってしまうけれども、係長などは割と何年もいるのかな。これはかなり専門的なことだと思うのです。私は大変失礼なことを聞くのですが、そういう検査監督がきちりできるような職員が杉並区に確保されているのか、そこをお尋ねします。
情報政策課長	こちらについては、きちんとできる職員がいるという認識です。研修等も行った上でやらせていただいております。
委員	セキュリティの確保の観点で、住基ネットの緊急時対応訓練であったり、CSIRTのインシデントも訓練という感じですか。ペネトレーションテストのレベルではないように見えるのですけれども、この辺りは内部でやっているのか、それとも外部にテストの指導を委託しているのかということを確認します。
情報政策課長	緊急時対応訓練の話ですね。こちらについては訓練を行っておりますが、区の職員が行っているものです。
委員	私も緊急時対応訓練についてです。去年だったか一昨年だったか、訓練と言いながら講義形式でやられていたということを少し記憶していて、いかがなものかと思ったのです。今回についても、それぞれの訓練の内容はどういうようになっていのでしょうか。いわゆる講義形式なのか、シナリオ形式なのか。
区民課	住基ネットの緊急時対応訓練のほうは、基本的に講義形式でやらせていただいております。検討はしたのですが、対象人員が非常に多く、シナリオだと一部の方しか参加できないような訓練になってしまうので、今年も講義形式でやらせていただくということで考えております。
情報政策課	CSIRTのインシデントについては、昨年度は住基ネットの緊急時対策会議

	<p>のときに、役割の確認をするということをやったのですが、それではということで、シナリオとまではいかないけれども、インシデントが発生したということで、10数名の情報の連絡の経路がありますので、それがちゃんと流れるかということ、流れる時間が計測できるようなかたちで、今年はやりたいと思っています。</p>
会長	<p>ほかに御質問がないようでしたら、御意見のある方。</p>
委員	<p>質問させていただいた訓練の形式についてです。人数の関係上、講義形式というところはしょうがないのかもしれないのですが、1回で全員ではなくて、少しチームを分けてシナリオ的なのというか、実態に即した訓練が今後、やはり必要になってくると思いますので、是非そういったことも検討していただければという意見を述べさせていただきたいと思います。諮問については了承、賛成です。</p>
会長	<p>特に御意見がなければ、諮問第13号・第14号については、決定とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>諮問第23号～第29号</p>	
会長	<p>次に、諮問第23号から第29号です。この案件については前回の審議会で諮問を受け、部会で審議を行うこととなっております。まず事務局から区民意見聴取の結果を報告していただいて、その次に部会長の委員から点検結果の報告をお願いします。その後に御質問、御意見をお受けしたいと思います。まず、事務局からの御説明をお願いいたします。</p>
情報政策課長	<p>私からは資料4、特定個人情報保護評価に関する区民等の意見提出の実施結果及び、お配りした資料の概要について御説明させていただきたいと思います。今回、審議会の資料としてかなり厚いファイルを送付いたしました。こちらが資料4-1で、①～⑦の特定個人情報保護評価書です。見てお分かりのとおり量が多いこと、専門的な視点で確認をしていただくことから、第2回審議会で諮問した際に、第三者点検部会で点検していただくこととし、その結果と区民意見を踏まえて修正した内容になっています。後ほど部会長から点検結果を御報告いただいて、審議会の答申をお願いしたいと考えています。</p> <p>最初に、新たに評価を行う理由となった住民情報系システム再構築と再構築による主な変更内容について、簡単に御説明させていただきたいと思います。資料4-2の③と④を御覧ください。区ではこれまで長い間、大型汎用コンピュータで住民情報系システムを運用してきましたが、情報技術の進展への対応などから、オープン系システムによる住民情報系システムの再構築を行うことといたしました。令和3年1月の稼働に向け、パッケージソフトのカスタマイズ等を行う時期に合わせ、今回新たに評価を行ったものです。</p> <p>④にある主な変更内容です。オープン系システムのパッケージソフトを導入すること、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の範囲が変更となること、外部データセンターを活用した運用となることが、主な変更点です。各主管課における事務処理に関しては、大きな変更はありません。この主な変更点を中心に今回、第三者点検を行っていただいたということです。</p> <p>資料4-2の①に戻りますが、区民等の意見提出の実施結果です。意見は4件、延べ12項目の御意見を頂戴いたしました。この御意見への対応及び評価書への反映状況が②で、これが何枚かあります。今回の評価書は変更ではなく、新規に作</p>

	<p>成したというところで意見を頂いた中で、特記事項を分かりやすく修正させていただきました。修正しなかった内容も含め、実施結果として公表する予定としております。</p> <p>A4の紙が横になったものが資料4-3で、区民意見によって修正を行ったものの一覧、資料4-4が区民意見以外で修正を行った項目の一覧です。資料4-5については、第三者点検部会の指摘により修正した内容をまとめたものです。最後に、資料4-6が第三者点検部会の審査結果についてまとめた資料です。</p>
会長	それでは続きまして部会長のほうからの御説明をお願いします。
部会長	<p>今、事務局から御説明があったとおり、ホストコンピュータのオープン化に伴って、システムの再構築ということで、非常に多岐にわたる評価書、7本の評価書について、第三者点検も行いました。ただ、評価書自体は7本あるのですが、従前この事務は区でやっている住基であるとか、税であるとか、国民健康保険であるとか、そういったものは、これまででも区で事務を実施してきており、また、マイナンバーも法律・条例に基づいて、取り扱ってきている事務になります。ですので、このシステム再構築に伴って、住民やその他の方々にどういったプライバシー上のリスクが増えるのか、減るのか、といったことを中心に、第三者点検を行いました。</p> <p>主には委託範囲が増えるということと、また、外部データセンターを活用するという点が、またプライバシーリスクに関係する部分だろうということで、資料4-5にあるような質疑等を行って修正いただいたということです。その他、今回はパブコメで住民の方から意見を頂いておまして、その区民意見への区としての対応であるとか、そういったことについても第三者点検部会のほうで確認して、一部区の対応を修正いただいたりもしております。点検した結果、特に大きな問題は見当たらなかったというように考えております。以上です。</p>
会長	ただいまの御説明について御質問のある方はどうぞ。
委員	<p>まず、パブコメでも指摘されておりますが、再委託ですね、2ページ目の一番下の段ですが、杉並区も再委託はするのでしょうかけれども、そのときに、どのように情報が漏れないようにしているかを聞きたいと思います。というのは、いろいろな自治体できっちり保護評価をやっていますよと言ったところでさえも、情報が漏れていたということがあり、そして、今はちょうど個人情報保護委員会がその再委託に関するガイドラインのパブコメを取っておりますよね、そのガイドラインを厳しくするというで。そういう意味で、杉並区で委託をし、その後、また再委託をする場合には、どういうふうにしてその情報の漏れないように担保しているのか、まず、そこをお伺いします。</p>
情報政策課長	<p>再委託に関しましては、まずは事業者側が再委託する前に、必ず杉並区の許可を取っていただくと、杉並区の中で定めておりますガイドラインに従って処理をしていただくこととなっております。その際に、杉並区としては、まずは委託事業者をきちんと監督し、委託先から再委託についてはきちんと管理監督するというのが、今の流れとなっております。</p>
委員	<p>そうすると、杉並区は再委託先に対して、ここ、ちゃんとやっていますかみたいな、指示だのチェックだのということは、今現在はせずに、委託先に丸投げし</p>

	<p>ていると、そういうことですか。</p>
情報政策課長	<p>再委託許可をするかどうかというところでは、きちんと管理監督をして、委託先が再委託先をきちんと管理監督できる、また、適切な事業者だということを監督できるというところを踏まえた上で再委託の許可をするということになっております。</p>
委員	<p>また、パブコメのところからもっていきますが、年金機構との関係が4ページ目、パブコメの回答の4ページ目の上から2段目のコマですが、年金機構は確か6月末で終わって、7月からかな、もしかしたら10月からでしたか、本格的に情報連携を始めるということですから、この回答のときにはまだその時期ではないのですが、そうすると、10月からはそれに基づいて、情報連携をきちんとやっていくということなのではないでしょうか。ちょっと私も実はよく分からずに、生半可に聞いておりますが。</p>
情報政策課長	<p>今回、年金機構については、きちんとした情報連携が取れるセキュリティ対策がきちんとなつているということが確認できたから、情報連携が再開されるということになっておりますので、そのあたりは大丈夫という認識です。</p> <p>あと、杉並区と年金機構との情報連携の在り方ですが、国民年金については、年金機構との間では情報連携は行っておりません。年金機構から、例えば区の税金の情報に連携をしたい、照会をかけたいというときには、年金機構の評価書の中に、その旨がきちんと整備されているという状況になります。逆に杉並区の側から、例えば杉並区の児童手当とか、そちらのものから年金機構のほうに照会をかける場合については、うちの年金の所に書くのではなくて、児童のほうの評価書にきちんと書き込むということになります。</p>
委員	<p>分かりました。次です。資料4-2の④、システム保守の所ですが、今後全面委託すると。こういう重要なことを全面委託してしまっているのですか。先ほどそういういろいろなことは保守ができる職員がいますかという質問をしたところなのですが、全部こんなことをお願いしていいのでしょうか。</p>
情報システム担当課長	<p>再構築するシステムについての運用管理について、保守を委託先にお願いすることになります。その作業についてはすべからく向こうのほうにお願いすることとなっております。それによって、当然守らなければいけないような事項等について、プライバシーもそうですが、様々な事項については契約等を、しっかりと結んで、履行を求めたいと考えております。</p>
委員	<p>では、最後に1つ、これまでのホストコンピュータ、レガシーシステムから今度はオープン系に変わるというわけですが、杉並区はずっとこれまでもホストコンピュータ方式できたのは、やはりセキュリティの問題から、古いのは使い勝手が悪いのだけど、セキュリティはガチガチであるから、そういう意味では安全なのでよと聞いていたのですが、今回オープン系に切り換えるということは、かなり大きな転換だと思うのです。例えば、15年ぐらい前に長野県がペネトレーションテストをやって、実際に中に入ったら、住基の情報がもう丸見えだったという話もありましたが、そういったことについてはよくよく杉並区内で検討をして、そして、それをもってオープン系に切り換えることにしたのかどうか、その辺のことを教えてください。</p>

情報システム担当 課長	委員御指摘のとおり、非常にその辺については厳しい問題ですので、確実にセキュリティが守られることを担保されるというか、そういう内容を確保してから、初めてオープン系のほうに切り換えることにいたしました。
委員	システム保守の件について補足というか、質問させていただきます。今、委員が御指摘になったみたいに、やはりシステム保守を全面委託すると、確かにブラックボックス化するというリスクはあると思うのです。ただ、ホストコンピュータをオープン化するという以上、内製で保守をやるということ自体が結構現実的には難しい。大企業であるとか、大規模自治体であるとかは、やはりシステム保守というのは委託が多いのではないかと思います。やはりかなりいろいろなことをやらなければいけないので、それは委託なのかなと思うのですが、ただ、やはり技術的にそのシステム保守の委託が求められるとしても、保守を丸投げするとなってしまうと、本当にブラックボックスになってしまうので、そこは例えば保守内容というのは定期的ないし随時、報告を一般的には受けることになっていると思うのです。であったら、やはり委託契約であるとか、監督ということできちんとやっていくということがなされるというふうに認識していますが、それでよろしいですかね。
情報システム担当 課長	委員御認識のとおりでございます。保守内容についての報告のほうは随時求めてまいります。
委員	基礎的なところから教えていただきたいのですが、今回、大規模なシステムの刷新ということで、大変工数もコストも時間もかかると思うのですが、これが令和2年か3年にスタートですよ。
情報システム担当 課長	令和3年1月からです。
委員	スタート時期はまだ2年後とか、そういうシステムであるにもかかわらず、こういう点検を行うということ自体が現実的なのかどうかというのが、いまいちイメージがつかないのですが、ちょっと具体的に教えてください。
情報政策課長	この評価書の立て付けですが、これはそもそもの今回パッケージソフトをカスタマイズするという作業が、これから始まっていくわけなのですが、そのカスタマイズを始める前に、リスクについてどのようなものがあるのか、それに対してきちんと対策を取りますということを確認した上で、初めてカスタマイズをし、テストも始まっていくという位置付けになっているという認識です。部会長が補足してくださるようであればお願いいたします。
部会長	おっしゃるとおり現在の特定個人情報保護評価の運用を見ると、確かにもうちょっと後でやったほうが良いという考え方ももちろんあるというふうに私も思っております。ただPIAというプライバシーインパクトアセスメント、GDPRではDPIAですが、それについてはやはり開始前、その始まる前にやって、リスクについて十分検討して、対策を事前に検討して、実施していくという考え方ですので、何かを始める前にやるということになって、プログラムの場合は開発する前に、パッケージであればカスタマイズする前にやるということに法律・規則、指針に基づいてそうなっているというところでは、やはりその効用としては、こういう審議会のような場所で議論をして、例えばこれはどうなっているの

	<p>だ、これは変えたほうがいいのではないですかという発言をしても、ぎりぎりだとそれは直せないです。修正のしようがないですが、やはりかなり前でやっておりますので、もし本当に修正する必要があった場合は、検討する余裕もあるということです。要はもう開発してしまうと、もうそこから手直しが発生するというのは、かなりの費用面の負担もかかるし、スケジュールの遅延も生じますので、そういうことがないようにという目的だと理解しています。</p>
委員	<p>位置付けは何となく分かりましたが、私もこういう大規模なホストからオープン系への刷新というのは何度か経験をして、すごく仕様変更等が出るのですよ。当初、予定していたこととは想定し得ないものが、作っていくと発生したり、また作っている最中に法律が変更になったりということで、そういう様々大小の仕様変更が出るのです。そうした場合、その仕様変更された部分というのは、この評価の外にあるものだと思うのですが、そういう部分については今後どのように扱っていくのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>必要なものであれば、もう一度再評価することになるかとは思いますが。</p>
委員	<p>法律上は重要な変更があった場合は再評価が義務付けられるようになっていて、重要な変更は何かというのも法律に基づく規則、指針によって、明確化されています。具体的には評価書、このバインダーで綴じられている資料の※と書いてある項目があるのですが、※表記が変更になると、変えるということになっていて、例えば①の12ページ目からだと、II「特定個人情報ファイルの概要」の「2.基本情報」の「①ファイルの種類」の後に※、「③対象となる本人の範囲※」、④の「主な記録項目※」みたいに、※が付いている所の記載を変える場合は再評価が義務付けられます。ただ、誤記の修正とか、そういうものは変わっても別に再評価は要らないです。内容が変わる場合は要ということになっています。なので、仕様変更というのがここに響いてくる。この※が入っているというのは、要はプライバシーリスクが変わるもの、例えばもうちょっとめくっていただくと委託の有無とかが※になっているのです。委託しないになっていたのがするになるとリスクが変わりますので、そういうことが※ですので、単なる仕様変更だと基本的には当たらないのですが、何かかなりリスクがあるような仕様変更の場合は、再評価が求められる可能性もあります。</p>
委員	<p>分かりました。もう1つ、平成29年のときに審議会に報告があった漏えい事故というのですか、その中で、課税課における税額決定通知書の誤送付というのがあったと思います。具体的な内容は余り覚えていないのですが、マイナンバー自体が別の方に送られてしまったという事故だったと思います。実際にはそれが開かれていなかったんで、マイナンバーを変更する必要性はなかったというところで落ち着いていたかとは思いますが、これもいわゆるシステムでエラーが発生したときに、それを修正する際に、入力の方々に問題があったなどのヒューマンエラーによって情報を誤送付してしまったというものだったと思うのですが、そういった過去の、例えばその誤送付が、今後起きないようにするためにどういう対応をしているかというのは、この中に入っていたりはするのですか。</p>
委員	<p>項目としてはございまして、不正提供へのリスク対策という欄があってですね、例えば①だと80ページから不正提供、不正な提供・移転が行われるリスクになっ</p>

	<p>ています。ただ、ちょっとその実際の誤交付事例を踏まえたことが書いてあるかという、80ページだと住基の市町村のコミュニティサーバの話とかが書いてあるのですが、欄としてはそこにあることはございます。</p>
委員	<p>失礼な話を言うかもしれないのですが、こういった評価を区でやりました、審議会のほうで第三者点検をやりましたと、この間、何度もやられている中で、いわゆる誤送付であったりとかというのが発生していた。今年度になってはまだそういったお話は聞いていないので、その他は改善されているかとは思いますが、こういった評価の中でそういったものが、どれくらい対策が打っているのかというようなものがとにかかないと、余りこの分厚い紙に説得力がないというか、そういう気がするのですが、区としてはどのように考えていらっしゃるか。</p>
情報政策課長	<p>この評価書が全てということではなくて、今回システマ的に枠組みはどのようなだということではあります、職員の研修等については既に前回の審議会でも御報告はさせていただいているかと思いますが、日々重ねてきちんと研修をさせていただいているところで、そういう誤送付とか、誤入力ですとか、そういうことを防ぐ、それがいかに影響が大きいかということについては、日々研修等で周知徹底を図っているという考えです。</p>
委員	<p>研修も重要なのですが、一番重要なのはどういうやり方をするかという業務の手順なのですね。もうこんなことを言っても、皆さんはお分かりでしょうけれども、行った作業が正しいかどうかというダブルチェックは最低でもするとか、そういった確認の手順をしっかりと構築していかなければいけないですし、その観点がなければ、どんなに新しいシステムでセキュリティを最新のものにしていきますと言っても、抜け穴ばかりになってしまうと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>それについては、日々の業務の中で各課がそれぞれにきちんと取り組んでいる内容だという認識です。</p>
委員	<p>意見のところでは先ほどもう情報政策課長から作り込みが始まるみたいな話が出ていたので、パッケージソフトの選定は済んでいるという前提で伺うのですが、そのパッケージソフトとして何を選定したのかということ、公表するメリット、デメリットはあると思うのですが、当審議会の中で言えば、導入事例を調べてリスクを特定するみたいな観点でいると、審議の質が高まってくるというメリットはあるかと思うのですが、何を導入することに決定したかというところは現時点では公表しているのか、この資料の中に入っているのか、この先、公表の予定があるのかというのを教えてください。</p>
情報システム担当課長	<p>まず、調達に先立ちまして、5つの調達区分を踏まえるということは審議会のほうでもお話をさせていただきまして、基幹系業務システムに関する調達、それから福祉・子育て系業務システムに関する調達、それらを乗せる共通基盤に関する調達、外部データセンターに関する調達、これから行う調達なのですが、総合運用の管理に関する調達を行う、ということは審議会でもお話をさせていただいています。</p>
委員	<p>そこは別の機会でも質問させていただいて認識してはいるのですが、今回、住民情報系システムの作り込みをされるに当たってもう当然選定は済んでいる、もう買っているかどうかは分からないのですが、タイミングだと思うので、何を</p>



	<p>いました、何を導入しましたということがありますと、例えば他の自治体でそのソフトを使っていて、こんなメリットも出ているし、こういうセキュリティ事故が起きたみたいなことに対して、区としてどういう作り込みをしていくのかというように、より議論が具体化してくると思うのですが、そういうことをしていく予定はあるかという質問ですが、いかがでしょうか。</p>
情報システム担当 課長	<p>どのようなシステムを調達するということについては、プロポーザルを行い、また、このプロポーザルでどのような内容のシステムを導入するかということについても、実施要領に記載しております。このようなシステムを構築する業者を選びますということは、区民の方にも提示させていただいています。</p>
委員	<p>その資料も御提供いただいているので、それももちろん承知している上で、最終的に何を選んだということには言わずに、運用を開始しますというところでしょうか。</p>
情報システム担当 課長	<p>当然プロポーザルの結果については、ホームページのほうで公表しております。どういった事業者がこの業務システムを構築するのだということについては、示させていただいています。</p>
委員	<p>業者を見ていなかったのは申し訳ないのですが、ソフトウェアとか、そのプロポーザルの結果を見れば出ていて、それを見ればその自治体の導入事例やメリット、デメリットみたいなものは我々もネットで確認できるものなのかどうかというところではいかがですか。</p>
情報システム担当 課長	<p>事業者名は掲載しておりますが、事業者をどの自治体で使っていらっしゃるかといった、詳細についてはプロポーザルの結果のほうには載せておりません。</p>
委員	<p>つまり、オープン系システムのパッケージソフトが何かということは、言うことによってセキュリティのリスクがあるということも承知しているので聞くのですが、何を導入するかということは、審議会や区民には示さないのでしょうか。業者というか、選定された業者がどこでというのは分かって、その業者が何をやるかというところは横に置いていたとして、大枠として例えば全世界的に使われているような、セキュリティソフトの脆弱性が発見されたということになってきたときに、そのリスクが杉並区にあるのかということの判断をできる材料がないという状態だと思っているのですが。という意味で、端的にこの何のソフトを導入するのかということは、もう言わないというのも1つの考え方だと思うのですが、そこはやはり説明いただけないのでしょうか。</p>
情報システム担当 課長	<p>事業者にどのようなシステムを構築していただきますということについては、明らかにしております。ただ、そのシステムがどういう構造で、どうなるというような内容については示しておりません。</p>
会長	<p>御質問のある方はほかにございますか。 では、質問は打ち切って、御意見のある方はどうぞ。</p>
委員	<p>新システムの刷新、構築ということで、こういった評価は大変重要だと思っております。また、第三者点検というので部会のほうでも本当にお疲れ様でした。その中身がどうこうという話ではないのですが、もともと個人番号の問題については、様々な問題を持っておりまして、今回の特定個人情報保護評価ということについては、個人番号、マイナンバーの利用にお墨付きを与えるというような部</p>

	分もありますので、今回もこの諮問については反対とさせていただきます。
会長	ほかに特に反対するという方はありませんね。それでは、諮問第 23 号から諮問第 29 号までは決定とさせていただきます。ただいま審議いただきました諮問事項について、ここで答申をしてまいりたいと思いますので、事務局のほうで答申案文をお配りください。
(答申案文の配布)	
会長	お目通しただけかと思いますが、この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	それでは答申文を情報・行革担当部長にお渡しいたします。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題については以上です。事務局から何かありましたらお願いします。
情報政策課長	<p>本日確定いたしました内容で令和元年度第 2 回審議会の会議録をお配りいたしますので、お受け取りください。次回の審議会の日程ですが、今回は令和元年 12 月 24 日火曜日 14 時からを予定しております。場所についてはこちらの西棟第 5、第 6 会議室の予定です。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>あともう一点ございます。次に、マイナンバーの収集について御連絡させていただきます。区議会議員の方を除きまして、前回第 2 回から新たに当審議会の委員となられた方が対象となりますが、所得税の法定調書を作成するために、マイナンバーを収集させていただきたいと思います。来月 11 月になりますが、郵便で依頼を送付させていただく予定ですので、お手数をおかけしますが、御協力のほど、よろしく願いいたします。</p>
会長	それでは、令和元年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。